（その１）

収支報告書

令和7年分
（　　開催分）

（ふりがな）　りっけんみんしゅとうふくおかけんだいはちくそうしぶ

1 政治団体の名称　立憲民主党福岡県第８区総支部

2 主たる事務所の所在地　福岡県遠賀郡岡垣町海老津駅前2-22
パインコート1階

3 代表者の氏名　（姓）稲富　（名）修二　鬼木誠

4 会計責任者の氏名　（姓）田中　（名）武春

事務担当者の氏名　（姓）山口　（名）明美
（電話）090-3882-9966
（電話）
（電話）

福岡県選挙管理委員会 受付 -8.3.25 受付時刻 時 第 号

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☑ 政党の支部	☐ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

☐ 有
☑ 無
公職の種類（現職・候補者の別）
資金管理団体の届出をした者の氏名（姓）（名）

国会議員関係政治団体の区分

☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名（姓）稲富（名）修二
公職の種類（現職・候補者の別）衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）（姓）（名）
公職の種類（現職・候補者の別）
公職の候補者の氏名（３人目）（姓）（名）
公職の種類（現職・候補者の別）

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

(その２)

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	2,877,434
（前年からの繰越額）	810,597
（本年の収入額）	2,066,837
支　出　総　額	1,720,791
翌年への繰越額	1,156,643

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	864,000
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	300

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	0	

（その５）

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

行番号	交付金を供与した本部又は支部の名称	金　額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備　考
1	立憲民主党福岡県総支部連合会	300,000	R7/2/25	福岡市博多区千代4-29-50　エルビービル3F	
2	立憲民主党福岡県総支部連合会	540,000	R7/4/25	福岡市博多区千代4-29-50　エルビービル3F	
3	立憲民主党福岡県総支部連合会	295,000	R7/9/29	福岡市博多区千代4-29-50　エルビービル3F	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	この頁の小計	1,135,000			
	合　計	1,135,000			

（その６）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	0	
	1件10万円未満のもの	67,837	
	合　　計	67,837	

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	120,000	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	21,882	0	
(4) 事務所費	300,770	0	
小計	442,652	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	1,278,139	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	1,278,139	0	
合計	1,720,791		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	21,882				
	合計	21,882				

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	ハガキ代	10,200	R7/1/20	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
2	郵便切手代	12,980	R7/1/21	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
3	事務所運営費（豊福事務所）	20,000	R7/1/25	豊福るみ子後援会	遠賀郡岡垣町海老津駅前2-22 ﾊﾟｲﾝｺｰﾄ1F	
4	事務所運営費（豊福事務所）	20,000	R7/2/25	豊福るみ子後援会	遠賀郡岡垣町海老津駅前2-22 ﾊﾟｲﾝｺｰﾄ1F	
5	政治資金監査料	22,000	R7/2/26	アストル税理士法人	飯塚市椋本509-5	
6	事務所運営費（豊福事務所）	20,000	R7/3/25	豊福るみ子後援会	遠賀郡岡垣町海老津駅前2-22 ﾊﾟｲﾝｺｰﾄ1F	
7	事務所運営費（豊福事務所）	20,000	R7/4/25	豊福るみ子後援会	遠賀郡岡垣町海老津駅前2-22 ﾊﾟｲﾝｺｰﾄ1F	
8	事務所運営費（豊福事務所）	20,000	R7/5/25	豊福るみ子後援会	遠賀郡岡垣町海老津駅前2-22 ﾊﾟｲﾝｺｰﾄ1F	
9	事務所運営費（豊福事務所）	20,000	R7/6/25	豊福るみ子後援会	遠賀郡岡垣町海老津駅前2-22 ﾊﾟｲﾝｺｰﾄ1F	
10	原水禁長崎大会カンパ	15,000	R7/7/24	原水爆禁止嘉飯地区実行委員会	嘉穂郡桂川町大字土居424-1	
11	事務所運営費（豊福事務所）	20,000	R7/7/25	豊福るみ子後援会	遠賀郡岡垣町海老津駅前2-22 ﾊﾟｲﾝｺｰﾄ1F	
12	事務所運営費（豊福事務所）	20,000	R7/8/25	豊福るみ子後援会	遠賀郡岡垣町海老津駅前2-22 ﾊﾟｲﾝｺｰﾄ1F	
13	事務所運営費（豊福事務所）	20,000	R7/9/25	豊福るみ子後援会	遠賀郡岡垣町海老津駅前2-22 ﾊﾟｲﾝｺｰﾄ1F	
14	事務所運営費（豊福事務所）	20,000	R7/10/25	豊福るみ子後援会	遠賀郡岡垣町海老津駅前2-22 ﾊﾟｲﾝｺｰﾄ1F	
15	事務所運営費（豊福事務所）	20,000	R7/11/25	豊福るみ子後援会	遠賀郡岡垣町海老津駅前2-22 ﾊﾟｲﾝｺｰﾄ1F	
	この頁の小計	280,180				

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		４．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
16	事務所運営費（豊福事務所）	20,000	R7/12/25	豊福るみ子後援会	遠賀郡岡垣町海老津駅前2-22　ﾊﾟｲﾝｺｰﾄ1F	
17						
	この頁の小計	20,000				
	その他の支出	590				
	合計	300,770				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					会合費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	監査会合費	16,500	R7/1/17	おでん屋あさだ	飯塚市楽市597-11	
2	組織拡大会合費	130,000	R7/3/1	若鳥	飯塚市飯塚2-24	
3	組織拡大会合費	84,500	R7/3/29	ぶん福茶がま	福岡市博多区博多駅南1-8-31	
4	組織拡大会合費	11,499	R7/4/11	ナフコ飯塚南店	北九州市小倉北区魚町2-6-10	
5	組織拡大会合費	54,700	R7/4/12	グッディ飯塚店	飯塚市川島696	
6	組織拡大会合費	35,000	R7/4/12	小料理花ぐるま	飯塚市本町10-6	
7	組織拡大会合費	42,700	R7/6/4	小料理花ぐるま	飯塚市本町10-6	
8	慶弔費	44,000	R7/6/12	筑豊葬祭	飯塚市菰田西3-17-8	
9	組織拡大会合費	44,000	R7/10/10	小料理花ぐるま	飯塚市本町10-6	
10	組織拡大会合費	48,000	R7/11/17	小料理花ぐるま	飯塚市本町10-6	
11	組織拡大会合費	168,000	R7/11/22	BB39しろ屋　博多駅筑紫口店	福岡市博多区博多駅東2-1-24　ギャラリー博多6F	
12	組織拡大会合費	25,380	R7/12/29	中州　鷹勝	福岡市博多区上川端町11-8　川端中央ビル2F・B1F	
13						
14						
15						
	この頁の小計	704,279				
	その他の支出	9,860				
	合計	714,139				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					党員登録料	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	党員登録料	396,000	R7/8/29	立憲民主党福岡県総支部連合会	福岡市博多区千代4-29-50　エルビービル3F	
2	協力党員登録料	168,000	R7/8/29	立憲民主党福岡県総支部連合会	福岡市博多区千代4-29-50　エルビービル3F	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	564,000				
	その他の支出	0				
	合計	564,000				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	☐	☑	
イ　建物	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☐	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☑	
カ　金銭信託	☐	☑	
キ　有価証券	☐	☑	
ク　出資による権利	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☑	

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年　3月　25日

政治団体の名称　立憲民主党福岡県第８区総支部

会計責任者の氏名　田中　武春　田

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和８年２月９日

立憲民主党福岡県第８区総支部
代表　鬼木　誠　殿

登録政治資金監査人 林田俊
登　録　番　号　第　３６３４　号
研修修了年月日 平成22年5月25日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、立憲民主党福岡県第８区総支部の令和７年１月１日から令和７年12月31日までの法第１２条第１項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、政治資金監査人の事務所であるアストル税理士法人（福岡県飯塚市椋本 509-1）において行った。これは政治資金監査の効率的な実施のため、アストル税理士法人に会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると判断したためである。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

３　業務制限

立憲民主党福岡県第８区総支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、立憲民主党福岡県第８区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上